

三浦市保育所入所判定基準

基本指数

区分説明	細目	細細目	指数	区分	
就労 A	居宅外 A1	1週40時間以上(注1)	8	A-1	
		1週35時間以上	7	A-2	
		1週30時間以上	6	A-3	
		1週25時間以上	5	A-4	
		1週20時間以上	4	A-5	
	居宅や 自営など A2	1週40時間以上	7	A-6	
		1週35時間以上	6	A-7	
		1週30時間以上	5	A-8	
		1週25時間以上	4	A-9	
		1週20時間以上	3	A-10	
			内職または1週20時間未満の就労	2	A-11
			求職中	1	A-12
疾病・負傷・障害 B	入院または常時病臥		8	B-1	
	保育が困難と認められる場合		7	B-2	
	定期的通院(週3日以上)		5	B-3	
		出産C	8	C	
介護 D	介護に要する日数及び時間をもとに、A2の細目を準用		7	D-1	
			6	D-2	
			5	D-3	
			4	D-4	
			3	D-5	
通学 E	大学や職業訓練校、専門学校など、 学業に要する日数及び時間をもとに、A2の細目を準用		7	E-1	
			6	E-2	
			5	E-3	
			4	E-4	
			3	E-5	
		災害F	9	F	
		児童福祉法の観点から福祉事務所長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断したとき G	10	G	

調整指数

調整状況	家庭状況	指数	区分
加算 H	母子(父子)世帯である	5	H-1
	母子(父子)世帯である(祖父母同居)	2	H-2
	生活保護法による被保護世帯である	2	H-3
	産休・育休明けによる復職である	2	H-4
	三浦市内在住である	2	H-5
	三浦市内在勤である	1	H-6
	多子世帯(就学前児が3人以上)	1	H-7
	兄弟姉妹が希望保育園に在園している	1	H-8
	希望保育園に以前在園していた	1	H-9
	市内保育施設に勤務	5	H-10
	待機3ヶ月以上	1	H-11
	待機6ヶ月以上	2	H-12
	減算 I	健康で不就労な保育可能な人が同居している	2
65歳未満の健康で不就労な祖父母が同居又は近所にいる		2	I-2
賃金体制がない		1	I-3
入所希望児童以外に就学前児童が自宅にいる		3	I-4
入所希望児童以外に幼稚園通園児童が自宅にいる		2	I-5
卒業後就労を目的とした通学ではない場合		1	I-6
内定、就労予定など		1	I-7

(注1)雇用契約上週40時間に満たない『常勤』勤務者も含む。(例:7.75時間×1日×5日/週)

※ 選考に当たって、上記の「入所判定基準」の指数が並んだ場合は、保育に欠ける程度、月齢、世帯の所得状況等を総合的に判定し、入所承諾の順位を判断します。